

有用植物の保全対策に関する勉強会まとめ（案）

日 時：平成19年12月22日（土） 13:35～16:25

場 所：二風谷生活館 会議室

出席者：検討会委員8名、ほか傍聴者 聞取調査対象者、平取町、同教育委員会（調査班含む）、
沙流川ダム建設事業所

次 第：

- 1 カムイノミのふりかえり 検討会委員
- 2 第5回検討会の植物保全対策（案）のふりかえり
- 3 第5回検討会以降の聞取調査結果の報告（食文化・工芸）
- 4 平取ダム建設予定地における有用植物の生育条件と維持管理等について（三木 昇氏）
- 5 意見交換
 - (1)有用植物の保全対象について
 - (2)有用植物の利用に応じた管理方法等について
- 6 意見の整理

主な内容

○第5回検討会以降の聞取調査結果の報告（食文化・工芸）

- ・先祖が順位付けをしたかは分からぬが、重み付けは考えていなかつたと思う。先祖の時代にはチクペニなどはイナウに使用するなど非常に重要だった。しかし重み付けを現在の工芸から考えしていくと、昔は重要だったが、今は順位が低くなる。
- ・もう一回これを見直して、抜けているところを補完することをやつた方がいいのではない。そうでないと今書き込んであるものが一人歩きする恐れがある。
- ・時代の変化とともに重要性が変わっている。年代別の重要性を考えるべきと思う。
- ・「入手性」という欄は、○が付いているのと付いていないという区別よりも、「有る」、「無い」の方が分かりやすいので、誤解のないような書き方に変えた方がいい。
- ・保存会の欄で、「食」の部分の○が少ないとことについては再度、調査を行う方がよい。

○調査班よりの補足説明

- ・調査班の調査結果から、ウエペケレ等のアイヌの物語の中に、例えば、エゾマツの女神のように、植物と精神文化との関係が描かれている例がある。

○意見交換

（1）有用植物の保全対象について

- ・北斜面、南斜面によって日当たりは違うと思うが、検討する上で意味があるか。
- ・顕著な違いはないと思うが、実際にはよくわからない。
- ・ハルニレはアイヌの有用植物ではないが、ハルニレがある林床には有用植物が生息するということか。

- ・ハルニレ林があるところは、水際で栄養があるため、食べ物になる植物があるということ。ただ、モシリエルウシの話のように、地すべりによる土地の更新がなければ、ササが増えたりして有用な植物が生長できなくなる。
- ・半栽培とは何か。
- ・要らないものを排除するという多少のお手伝いをすることを「半栽培」と表現した。
- ・宿主別川下流の右岸は傾斜がきつい。15年くらい前に調査したときには、数本ではあるがオヒヨウが確認できた。
- ・この辺りは、もともとオヒヨウは少ないのか。
- ・昔はあったと思うが、あの辺は炭焼きが行われていたので、炭焼きのために切ってしまったのではないか。
- ・我々の民族は信仰に対する思いが非常に強い。例えば、フレアユシニ（キイチゴ）を使い、清め草（タクサ）として御祓いに利用していた。現在は、「利用しない」となっているが、先祖の時代には非常に重要であった。
- ・例えば、有用植物の重み付けを考える上でのチェックリストに、伝承、歌、物語のような項目も作って、判断の要素にしてはどうか。
- ・そういう手がかりで精神文化も整理した方がいいと思う。
- ・食文化について興味深い。有用植物に関しては、いつの時期に採取して、どのような保存方法をとっているか、どれくらいの保存期間かのような記述が大事ではないか。
- ・そのことに関しては、過去3年間の総括報告書に全て記載されている。
- ・どこに何が生えているかを皆が知っていることが大事。舟を作れるようなカツラが大きくなるのは150年後になる。
- ・樹木は、「待つ」ということが必要で、草本には、「半栽培」という方法がある。植物によっては、水気を好む、または水はけの良いところを好むものもある。自然の条件と生育の条件を組み合わせて、モデル的な所を考える必要があるのではないか。手を加えることを考慮して、三木さんのお力も借りながら、考えていくことを始めていくのが必要ではないか。上手くいけば、モデル的な場所を来年の検討会の際にはこういう場所はどうだろうかという検討をしていくことができるかもしれない。
- ・モデル地ということで言えば、カヤとガマが足りないと聞くので、優先ということではないが、来年から始めてよいのではないか。「使えば、つくる」という流れができればよいと思う。
- ・ノガヤの場所はあるか。
- ・豊糠の近くにある。
- ・限られた場所でも適地はある。モデル的なところを選定していくにあたっては開発（建設部）の理解をいただきたい。

(2) 有用植物の利用に応じた管理方法について

- ・「有用植物の利用に応じた」と言うよりは、むしろ「有用植物の特性に応じた」と言った方が良いが、管理方法についても今後考えていく必要がある。実際には、管理のトレーニングが必要だと思う。それから、誰がやっていくかということも考えなければならない。また、ダムの用地は個人で使っていい訳ではない。共有地でもないが、入会権のようなことを考えられない

だろうかと思う。

- 一般的に、入会権とは誰に対して義務を負うのかということが問題で、今回のケースは誰に対しての入会権かという性格のものではない。特定の人間が自分の利益のためにやるのではなくて、共有の土地をみんなのために使うというところがポイントになる。似たようなものとして、「国有地入会」という考え方はある。
- 今年の9月13日に国連人権宣言が採択された。国有林や道有林の一部を、採取のために最小限開放してほしいという意見を述べておきたい。

7. 意見の整理

- 有用植物については、大きく保全・採取・保存と分けられるが、モデル的な場所をまとめてみたいと考えており、第6回検討会でご意見を伺いたい。一定の量が必要なものについても考慮したい。誰がやるのかという点については、将来にわたって引き続き「国有地入会」の考え方も含めシステムを考えていきたいと思う。
- カムイノミのふりかえりのところで、皆さんのお話から、学び直しの機会であったと感じた。アイヌ文化は信仰が基本と考えるが、植物の利用は生活の中で伝承されるもので、まさに伝統文化そのものとも言えることから、その保全対策を考えていくことが大切である。

以上